



# 岩手沿岸南部広域環境組合議会会議録

令和 7 年 1 1 月定例会

第 2 号

岩手沿岸南部広域環境組合事務局

令和7年11月25日火曜日

議事日程 第1号

令和7年11月25日(火) 定例会

午前11時会議を開く

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議長の報告
- 第4 管理者の報告
- 第5 認定第1号 令和6年度岩手沿岸南部広域環境組合会計歳入歳出決算
- 第6 議案第5号 岩手沿岸南部広域環境組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第7 議案第6号 岩手沿岸南部広域環境組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第8 議案第7号 岩手沿岸南部広域環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第9 議案第8号 岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 第10 議案第9号 岩手沿岸南部広域環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて

以上

本日の会議に付した事件

第1	会議録署名議員の指名	4
第2	会期の決定	4
第3	議長の報告	4
第4	管理者の報告	4
第5	認定第1号	5
第6	議案第5号	7
第7	議案第6号	8
第8	議案第7号	9

第9 議案第8号	10
第10 議案第9号	10

出席議員（12名）

議 長	船 砥 英 久 君
1 番	臼 澤 良 一 君
2 番	菊 地 広 隆 君
3 番	岡 澤 駿 君
4 番	木 村 聡 君
5 番	林 崎 幸 正 君
6 番	東 梅 康 悦 君
7 番	三 浦 一 泰 君
8 番	菊 池 孝 明 君
9 番	菊 池 秀 明 君
10 番	熊 谷 昭 浩 君
11 番	菅 野 広 紀 君

欠席議員（1名）

副議長	中 野 貴 徳 君
-----	-----------

説明のため出席した者

管 理 者	小 野 共 君
副 管 理 者	淵 上 清 君
副 管 理 者	佐々木 拓 君
副 管 理 者	平 野 公 三 君
副 管 理 者	神 田 謙 一 君
事 務 局 長	平 野 敏 也 君
事 務 局 次 長	新 沼 裕 一 君
会 計 管 理 者	菊 地 美 幸 君
監 査 委 員	菊 池 信 男 君
監 査 委 員 事 務 局 長	阿 部 慈 郎 君

---

事務局出席者

幹	事	二	本	松	史	敏
幹	事	新	沼			優
幹	事	馬	場	勝	文	基
幹	事	阿	部	文	絹	友
幹	事	鈴	木	絹	良	子
書	記	尾	形	良	典	一
書	記	藤	井	典		身

**【開会】**

○議長（船砥 英久君） 本日の出席議員は、12 名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

なお、欠席の届け出は 12 番、中野 貴徳 君の 1 名であります。

ただいまから、令和 7 年 11 月岩手沿岸南部広域環境組合議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元の議事日程第 1 号により進めます。

---

**【日程第 1 会議録署名議員の指名】**

○議長（船砥 英久君） 日程第 1、本日の会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、岩手沿岸南部広域環境組合議会会議規則第 70 条の規定により、議長において 9 番、菊池 秀明 君、10 番、熊谷 昭浩 君の両名を指名いたします。

---

**【日程第 2 会期の決定】**

○議長（船砥 英久君） 日程第 2、会期の決定を行います。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日 1 日間とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（船砥 英久君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日 1 日間とすることに決定いたしました。

---

**【日程第 3 議長の報告】**

○議長（船砥 英久君） 日程第 3、議長の報告であります。

今次、定例会の審議案件として、お手元に配付いたしましたとおり、認定第 1 号から議案第 9 号の 6 件の送付がありましたので、ご報告いたします。

次に、管理者から、岩手沿岸南部広域環境組合情報公開条例第 16 条及び岩手沿岸南部広域環境組合情報公開条例施行規則第 8 条の規定に基づく、令和 6 年度岩手沿岸南部広域環境組合情報公開制度運用状況について、報告がありました。

次に、監査委員から、地方自治法第 199 条第 9 項及び同法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づく定期監査及び例月現金出納検査の結果報告がありました。

内容はお手元の写しのとおりでありますので、ご了承願います。

以上で議長の報告を終わります。

---

**【日程第 4 管理者の報告】**

○議長（船砥 英久君） 日程第 4、管理者の報告であります。

管理者、登壇願います。

[管理者 小野共君登壇]

○**管理者（小野 共君）** 令和7年11月岩手沿岸南部広域環境組合議会定例会の開催に当たりまして、岩手沿岸南部クリーンセンターの状況等につきまして、ご報告をさせていただきます。

岩手沿岸南部クリーンセンターへのごみの搬入量につきましては、前年度は2万5,347トンでありまして、前年度と比較いたしまして97.4%の量となっております。減少の要因といたしましては、人口減少に加え、先行き不透明な社会経済情勢や生活形態の変化、そして暑い日が続いた異常気象などの影響があったものと推測するものであります。

前年度におけるマテリアル及びサーマルリサイクルの状況につきましては、マテリアルリサイクルのスラグが、2,321トン、メタルが470トン排出されておりまして、全て建設資材等に再資源化されているところであります。また、サーマルリサイクルのごみ発電であります。発電電力量で約1,149万キロワットアワー、そのうち施設で使用いたしました電力量を除く委託事業者による電力会社への売電量は、約375万キロワットアワーとなっているところであります。

環境対策につきましては、環境保全に配慮した上で操業しておりまして、その環境測定値は、国等が定めた法定基準値を下回っているところであります。また、放射性物質関係の測定結果につきましても基準値以下でありまして、いずれも良好な状況で推移しており、これらの環境測定結果につきましては、当組合のホームページにおきまして施設の維持管理情報といたしまして公表し、地域住民の不安の払拭に努めているところであります。

さらに、多くの方々に環境問題について関心を持っていただく機会を提供することを目的といたしまして、施設見学等を積極的に受け入れておりまして、本年度も管内の小学校を対象といたしまして10月末までに20件、500名の施設見学を受け入れ対応しているところであります。

当クリーンセンターにおきましては、効率的なごみ処理の促進、資源の有効活用等に努めておりまして、引き続き、沿岸南部地域の循環型社会の構築と安心安全な地域生活の向上に向けた取組を推進するものであります。

また、報告とは別に、本日の定例会には、「令和6年度岩手沿岸南部広域環境組合会計歳入歳出決算」を含め、6件についてご提案をしておりますものですから、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、私からのご報告とさせていただきます。

**議長（船砥 英久君）** 以上で管理者の報告を終わります。

---

### 【日程第5 認定第1号】

○**議長（船砥 英久君）** 日程第5、認定第1号、令和6年度岩手沿岸南部広域環境組合会計歳入歳出決算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○**事務局長（平野 敏也君）** 議長。

○**議長（船砥 英久君）** 事務局長。

[事務局長 平野 敏也君登壇]

○事務局長（平野 敏也君） ただいま議題に供されました、認定第1号、令和6年度岩手沿岸南部広域環境組合会計歳入歳出決算につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、別冊となっております、令和6年度岩手沿岸南部広域環境組合会計歳入歳出決算書の1ページから2ページをご覧ください。

令和6年度は、組合会計の最終予算額が、14億6,782万9,000円となり、これに対する決算額は、収入済額、14億7,332万5,044円となったところでございます。

次に、3ページから4ページをご覧ください。

支出済額は、14億5,332万6,607円となり、歳入歳出差引額、1,999万8,437円を、令和7年度に繰り越したところでございます。

次に、歳入歳出の内訳についてであります。事項別明細書の5ページから6ページをお開き願います。

第1款、分担金及び負担金は、13億4,719万2,000円で、均等割10%と、利用割又は人口割90%により算出した額による負担金であります。

第2款、使用料及び手数料は、9,825万5,200円で、釜石市、大船渡市及び大槌町から直接搬入されるごみ処理手数料であります。

第3款、国庫支出金は、955万4,000円で、国からの循環型社会形成推進交付金であります。

第5款、財産収入は、8万9,852円で、財政調整基金運用収入であります。

7ページから8ページをお開き願います。

第7款、繰越金は、1,789万8,267円で、令和5年度からの繰越金であります。

第8款、諸収入は、33万5,725円で、預金利子が、16万9,947円、スラグ・メタルの売払収入が、3万698円、羽毛布団の売払収入が3,080円、東京電力福島原発事故損害賠償金が、13万2,000円あります。

次に、歳出につきまして、款別に今次決算の特徴的な事項をご説明申し上げます。

9ページから10ページをご覧ください。

第1款、議会費は、108万2,523円で、主な支出区分といたしましては、議員報酬、旅費、及び議員視察研修に係る車両の借上料であります。

第2款、総務費は、6,097万2,494円で、主な支出区分といたしましては、報酬、給料、職員手当等、及び共済費を合わせた人件費が、4,709万1,014円、11ページから12ページをお開き願います。財政調整基金積立金が、945万9,027円あります。

第3款、衛生費は、9億2,539万9,144円で、13ページから14ページをお開き願います。主な支出区分といたしましては、通常ごみを処理する施設の運営維持管理委託料が、8億354万2,321円で、中継運搬委託料が、6,055万2,800円あります。衛生費は、前年度と比較いたしまして、2,516万3,699円の減となったところでございます。

第4款、公債費は、4億6,587万2,446円で、平成20年度から平成22年度までに借り入れた組合債の元金及び利子償還金であります。

また、令和6年度における主要事業の実施結果は、別冊の「令和6年度 主要な施策の成果に関する説明書」を、決算に対する監査委員の審査は、「令和6年度 岩手沿岸南部広域環境組合会計歳入歳出決算審査意見書」を、ご参照願います。

以上、認定第1号につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すもので、同法第96条第1項第3号の規定により提案するものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（船砥 英久君） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（船砥 英久君） 以上で質疑を終わります。これより認定第1号を採決いたします。本件を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（船砥 英久君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり認定されました。

---

## 【日程第6 議案第5号】

○議長（船砥 英久君） 日程第6、議案第5号、岩手沿岸南部広域環境組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて、を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○事務局長（平野 敏也君） 議長。

○議長（船砥 英久君） 事務局長。

[事務局長 平野 敏也君登壇]

○事務局長（平野 敏也君） ただいま議題に供されました、議案第5号、岩手沿岸南部広域環境組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

議案書の1ページから5ページまでをご覧願います。

提案理由であります。育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が令和6年5月31日に公布されたことにより、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正され、一部の規定を除き、令和7年4月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正しようとして提案するものでございます。

この議案第5号につきましては、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、令和7年3月19日をもって専決処分を行い、即日公布いたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

なお、資料といたしまして、別綴の付議案件資料を参考にしていただきたいと思います。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（船砥 英久君） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（船砥 英久君） 以上で質疑を終わります。これより議案第5号を採決いたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（船砥 英久君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 【日程第7 議案第6号】

○議長（船砥 英久君） 日程第7、議案第6号、岩手沿岸南部広域環境組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて、を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○事務局長（平野 敏也君） 議長。

○議長（船砥 英久君） 事務局長。

〔事務局長 平野 敏也君登壇〕

○事務局長（平野 敏也君） ただいま議題に供されました、議案第6号、岩手沿岸南部広域環境組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

議案書の6ページから9ページまでをご覧ください。

提案理由であります。育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が令和6年5月31日に公布されたことにより、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部が改正され、令和7年10月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正しようとして提案するものでございます。

この議案第6号につきましては、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、令和7年9月30日をもって専決処分を行い、即日公布いたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるとでございます。

なお、資料といたしまして、別綴の付議案件資料を参考にしていただきたいと思います。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（船砥 英久君） これより質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(船砥 英久君) 以上で質疑を終わります。これより議案第6号を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(船砥 英久君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 【日程第8 議案第7号】

○議長(船砥 英久君) 日程第8、議案第7号、岩手沿岸南部広域環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて、を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○事務局長(平野 敏也君) 議長。

○議長(船砥 英久君) 事務局長。

[事務局長 平野 敏也君登壇]

○事務局長(平野 敏也君) ただいま議題に供されました、議案第7号、岩手沿岸南部広域環境組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

議案書の10ページから14ページまでをご覧ください。

提案理由であります。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が令和7年1月8日に公布され、同年10月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正しようとして提案するものでございます。

この議案第7号につきましては、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、令和7年9月30日をもって専決処分を行い、即日公布いたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

なお、資料といたしまして、別綴の付議案件資料を参考にさせていただきたいと存じます。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(船砥 英久君) これより質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(船砥 英久君) 以上で質疑を終わります。これより議案第7号を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(船砥 英久君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 【日程第9 議案第8号】

○議長（船砥 英久君） 日程第9、議案第8号、岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて、を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○事務局長（平野 敏也君） 議長。

○議長（船砥 英久君） 事務局長。

[事務局長 平野 敏也君登壇]

○事務局長（平野 敏也君） ただいま議題に供されました、議案第8号、岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

議案書の15ページから29ページまでをご覧願います。

提案理由であります。令和6年10月18日に発出されました、岩手県人事委員会の勧告を参考といたしまして、岩手沿岸南部広域環境組合一般職の職員の給料表の改正等に伴い、条例の一部を改正しようとして提案するものでございます。

この議案第8号につきましては、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、令和7年3月19日をもって専決処分を行い、即日公布いたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

なお、資料といたしまして、別綴の付議案件資料を参考にさせていただきたいと存じます。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（船砥 英久君） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（船砥 英久君） 以上で質疑を終わります。これより議案第8号を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（船砥 英久君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 【日程第10 議案第9号】

○議長（船砥 英久君） 日程第10、議案第9号、岩手沿岸南部広域環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて、を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○事務局長（平野 敏也君） 議長。

○議長（船砥 英久君） 事務局長。

[事務局長 平野 敏也君登壇]

○事務局長（平野 敏也君） ただいま議題に供されました、議案第9号、岩手沿岸南部広域環境組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることにつきまして、ご説明申し上げます。

議案書の30ページから32ページまでをご覧ください。

提案理由であります、令和6年10月18日に発出されました、岩手県人事委員会の勧告を参考といたしまして、岩手沿岸南部広域環境組合会計年度任用職員の勤勉手当の支給割合を改めることに伴い、条例の一部を改正しようとして提案するものでございます。

この議案第9号につきましては、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、令和7年3月19日をもって専決処分を行い、即日公布いたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

なお、資料といたしまして、別綴の付議案件資料を参考にさせていただきたいと存じます。

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（船砥 英久君） これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（船砥 英久君） 以上で質疑を終わります。これより議案第9号を採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（船砥 英久君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 【閉会】

○議長（船砥 英久君） 以上で、本定例会に付議されました議案の全部を議了いたしました。

これをもちまして、令和7年11月岩手沿岸南部広域環境組合議会定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

午前11時26分閉会

岩手沿岸南部広域環境組合議会議長

船 砥 英 久

岩手沿岸南部広域環境組合議会議員

菊 池 秀 明

岩手沿岸南部広域環境組合議会議員

熊 谷 昭 浩